

昭和八年十二月

備前渠の今昔

備前渠用水普通水利組合

序

母體の不健康は、直に其の乳兒の成育に、影響する如く、用水の不足は、稻作の減收不作を來し、農家經濟に至大の關係ある事は、論を俟たぬ。

我が備前渠は、利根川より導水する本縣最古の用水路で、今より三百餘年前に開鑿せられ、埼玉縣の大部分は、此の用水に依つて、灌漑したのであるが、利根川の本流は、年と共に變遷し、爲めに用水取入に多大の苦心を重ね、時々紛争を醸したのである。

殊に大正の末づ頃より豪雨出水ある毎に、水路は全然埋没せられ、人力巨資を費して、辛うじて灌漑する狀態となり、悲慘の極に達したのである。茲に於て、組合は一致團結して、取入口の移設改良を企畫し、百方案を練り、昭和五年三月其筋の許可を受け、拮据經營、同年六月僅々三ヶ月の短期間を以て第一、第二の樋門及導水路を完全したのであるが、其の取入口は、數十年來變化なき利根の本流に直面し、稀に見る恰適の位置にあつて、將來永遠に用水の惠を受け得るのである。余偶々此の空前の大事業に參與し、往古を顧みて、轉た今昔の感に堪えず。茲に本渠の沿革と、導水路完成の頃末を記録し、將來の参考に資せんと思ふのである。

昭和八年十二月

備前渠用水普通水利組合

管理者 黒澤秀雄識

國利茲興（題額）

內務省東京土木出張所長
内務技師 從三位 勳三等

工學博士

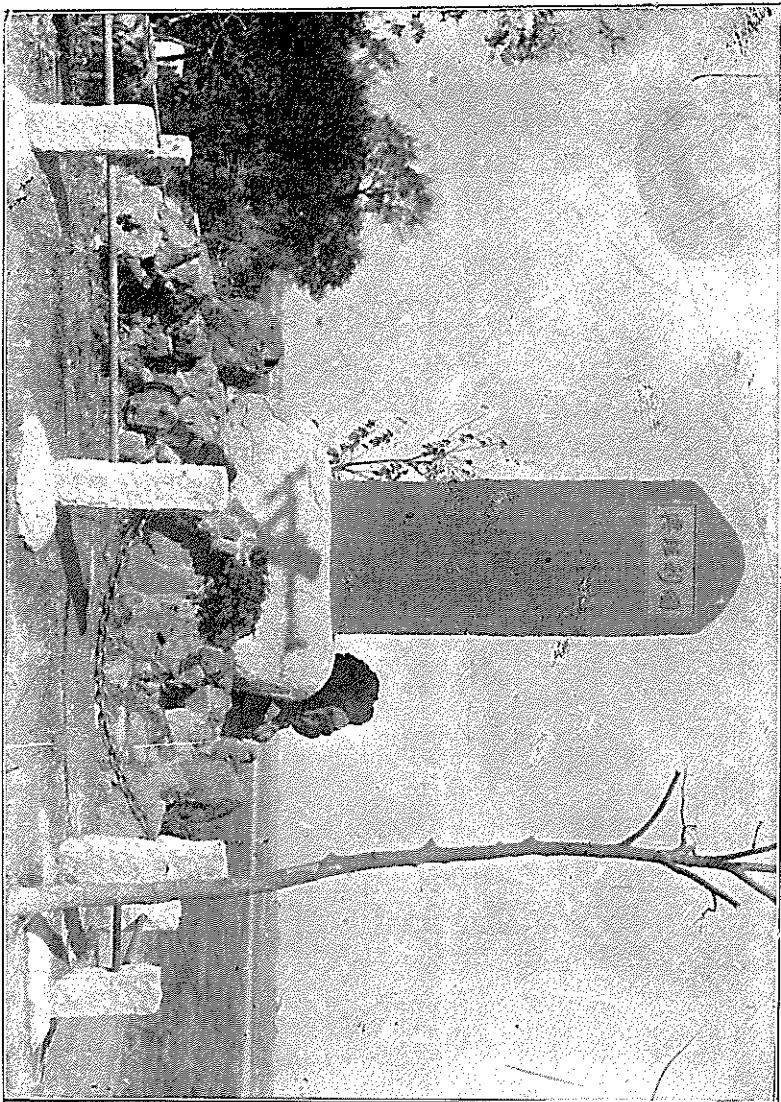
眞田秀吉題額

備前渠用水路ハ慶長九年驪東郡代伊奈備前守忠次ノ創始ニ係リ利根川ノ水ヲ引キテ羽生忍舊姫羅郡及ヒ深谷ノ諸領ニ致ス爾來灌水二百星霜萬治二年忍羽生二領ヲ分離シ專ラ仁手矢島兩堰ヲ以テ用水區域トス時ニ本流ノ變遷ニ伴ヒ導水路ヲ改メ明治十九年遂ニ垣櫓ヲ上流七百餘間ノ所ニ移ス大正七年偶々内務省利根川改修ノ工アリ爲ニ國庫及埼玉縣ヨリ補助ヲ得テ之ヲ改築ス是現在利根本堤ニ存スル第三樋管ナリ然レドモ利根川本流々路ハ歲々變移シ豪雨出水毎ニ砂礫導渠ヲ埋メテ原形ヲ留メズ協心復舊ニ努ムト雖モ人力巨資ヲ徒ニシテ田穀ノ減收ヲ加フルノミ是ヲ除クニアラズンバ萬戸ノ疲弊ヲ免レズ兒玉郡旭村山王堂地先利根本流ハ數十年來流路ヲ更ヘズ其地形最モ用水取入ニ適セリ依リテ組合關係者胥謀リ百方案ヲ練リ昭和五年川敷占用並工作物施設ヲ官ニ請ヒ同三月恩命ヲ受ク即チ急遽工ヲ起シ指揮經營六月通水ヲ開始シ八月工竣ル新導水路ハ延長二千二百八米先づ長六十米ノ取水暗渠ヲ本流ニ開キテ第一樋管トナシ堤外ノ地ヲ横斷シテ利根本堤ノ前側ニ導キ此處ニ第二樋管ヲ設ケテ二重安全調節ニ備ヘ之ヨリ下流六百米ニ於テ御陣場川ニ合流セシメ約一千一百米ノ間ハ同川水路ヲ改修利用シテ第三樋管ニ達ス計畫周到施工堅牢水量亦豊富ニシテ茲ニ積年ノ害ヲ去リテ萬衆ノ利ヲ成セリ工費總額拾貳萬貳千七百九拾四圓本縣ハ五萬四千參百九拾四圓ヲ補助シテ始終工ヲ督ス澤ヲ享クルモノ貳町八箇村壹千四拾町歩ニ及ブ地民共ニ榮エ國利以テ興ル寔ニ聖代ノ化浴ニ依ルト雖モ關係當局者ノ恩賚亦極メテ多シ茲ニ組合會ニ諮リ導水工施設ノ顛末ヲ刻シテ之ヲ後昆ニ傳フ

昭和七年三月

備前渠用水普通水利組合管理者 正七位 黒澤秀雄撰

備 漢 前 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢



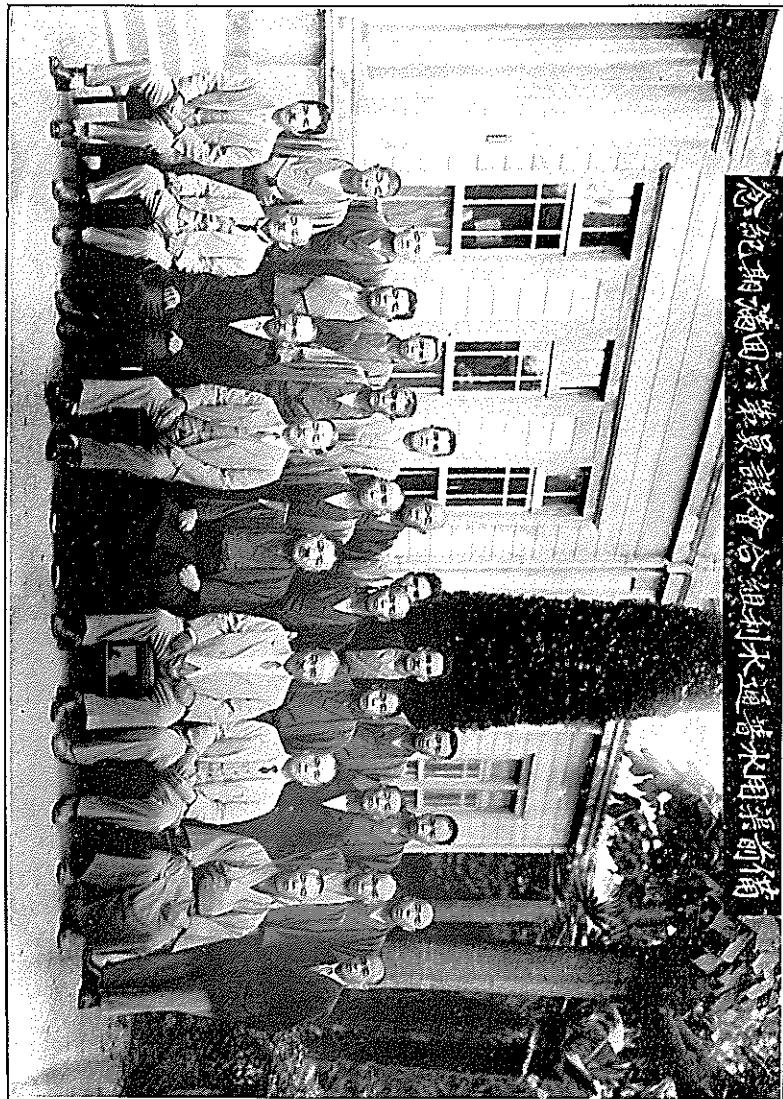
前列向テ右ヨリ黒澤管理者、阿部内務技師、畠田東京土木出張所長



中村木縣土木課長、高橋内務技手、高田木縣技師、増田委員長

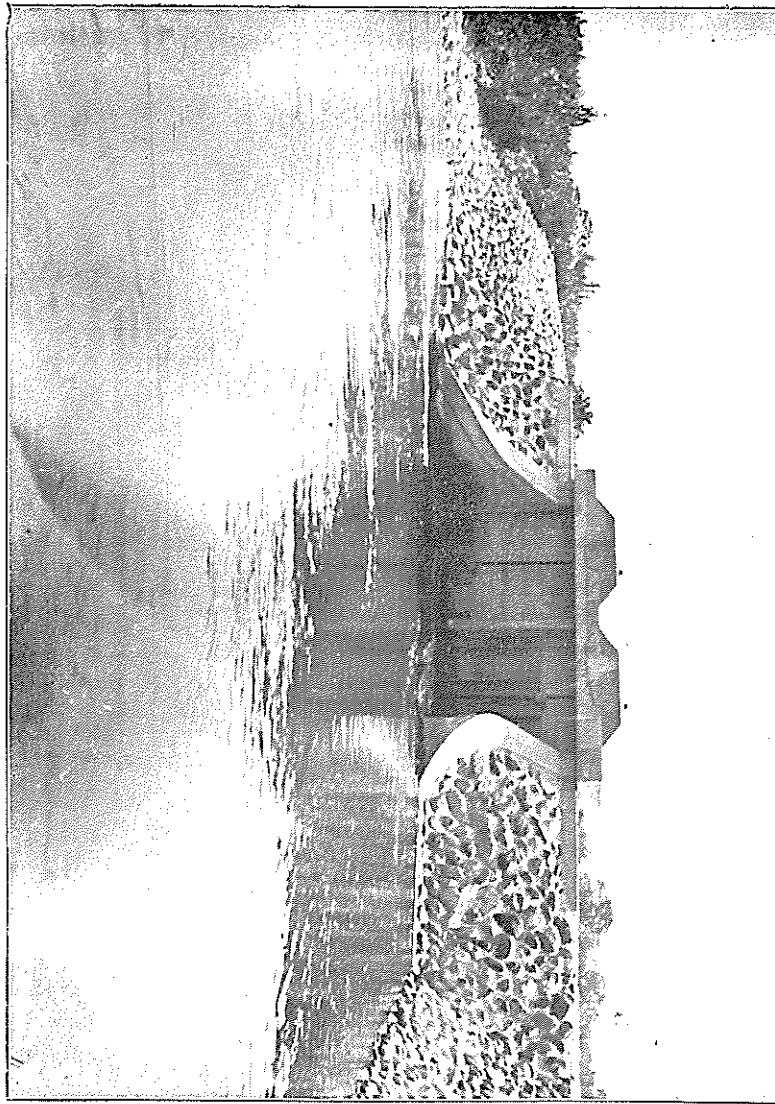
後列尚テ右ヨリ掛川委員、西工區長、栗田縣會議員、栗原、田中
小池、大谷、内田、並塙各委員

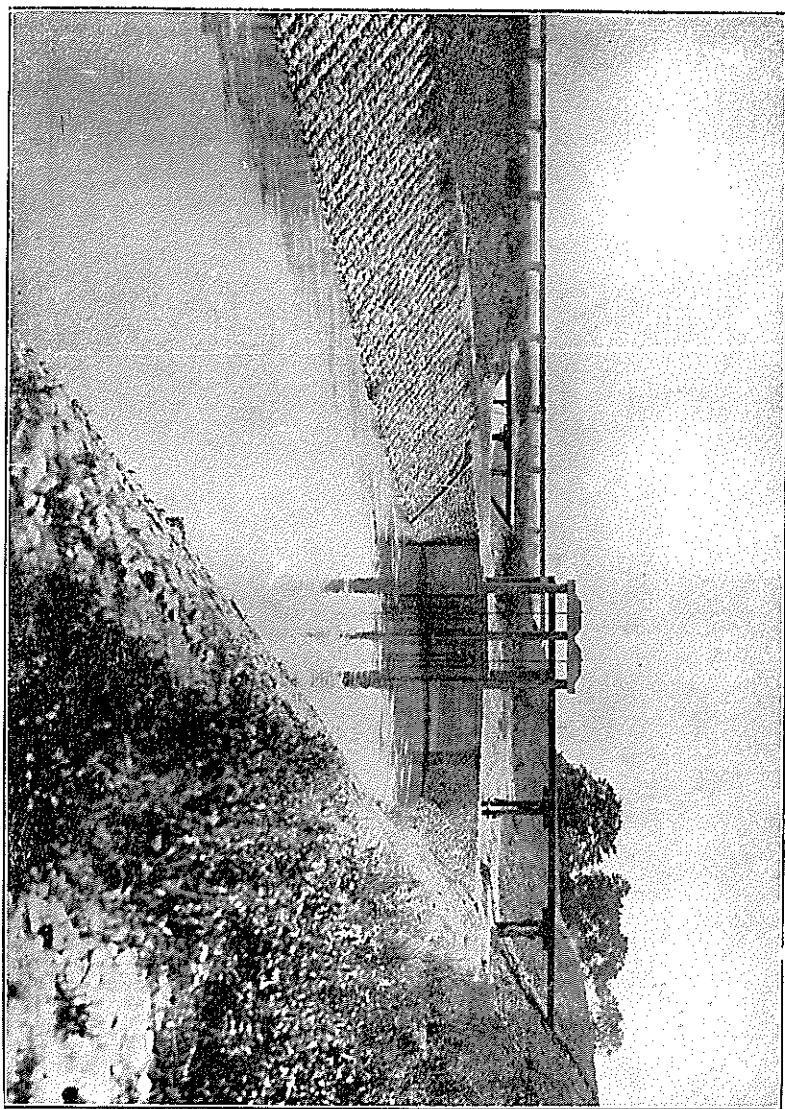
滿洲國議會合組制水運署用事前備



員職員委員議者到管合制利水ルタシ事從ニ業事修改

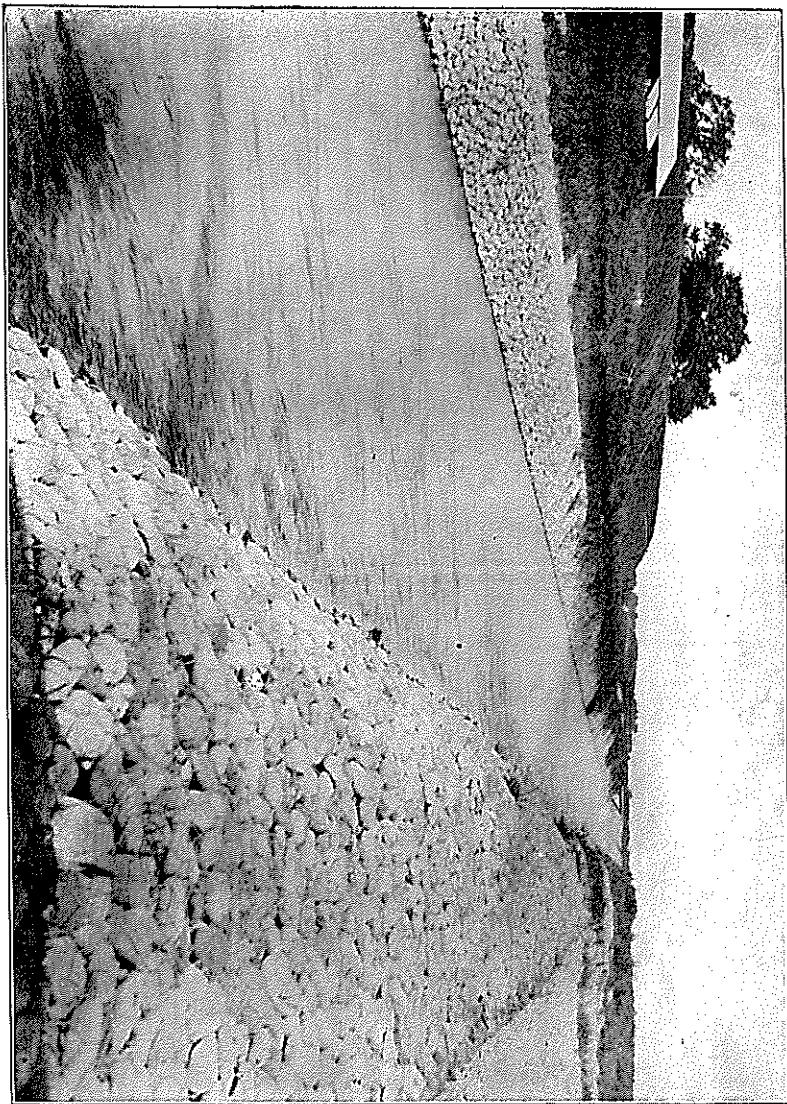
(口入取) 管 構 一 第 八 設 新



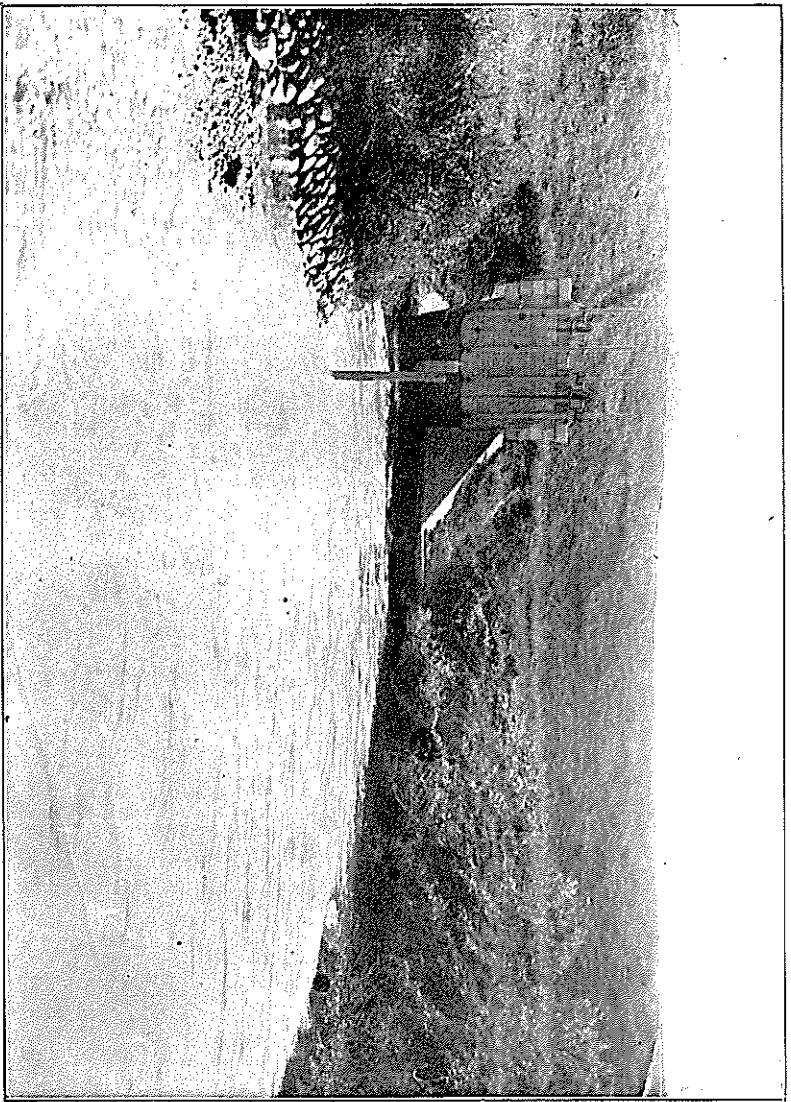


新設セル第ニ種櫓門

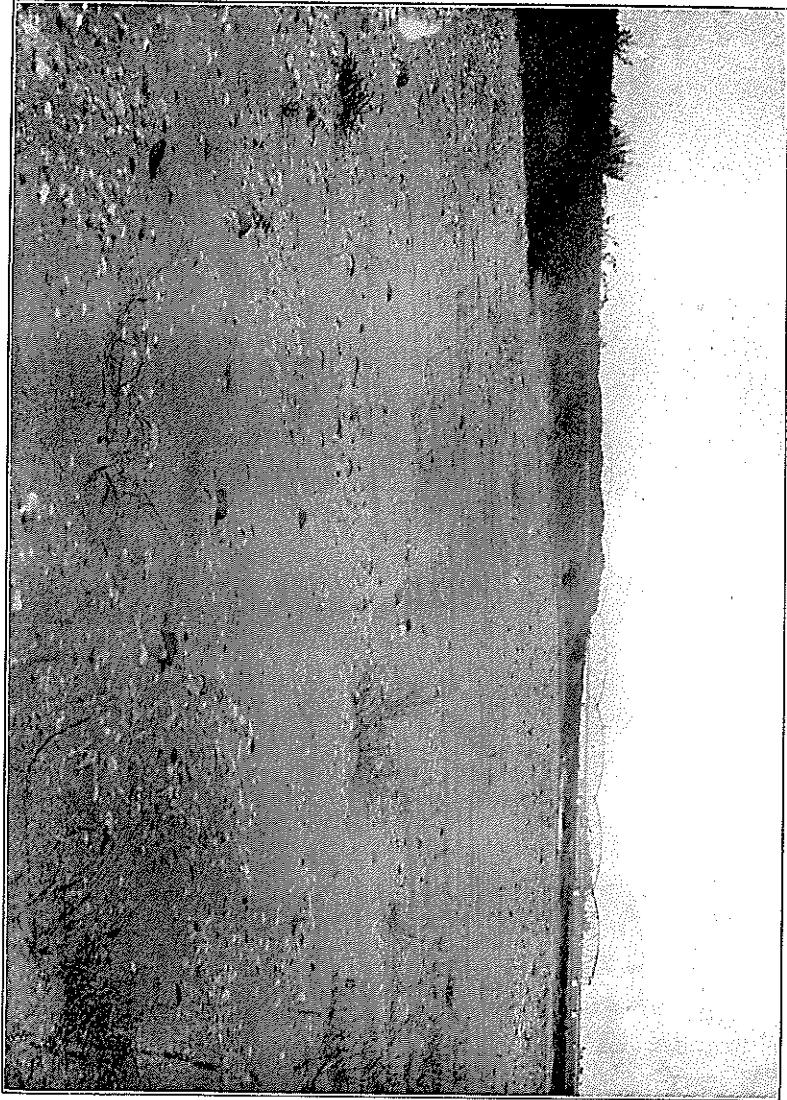
路水導川修改



(管 極 手 仁) 管 極 三 第



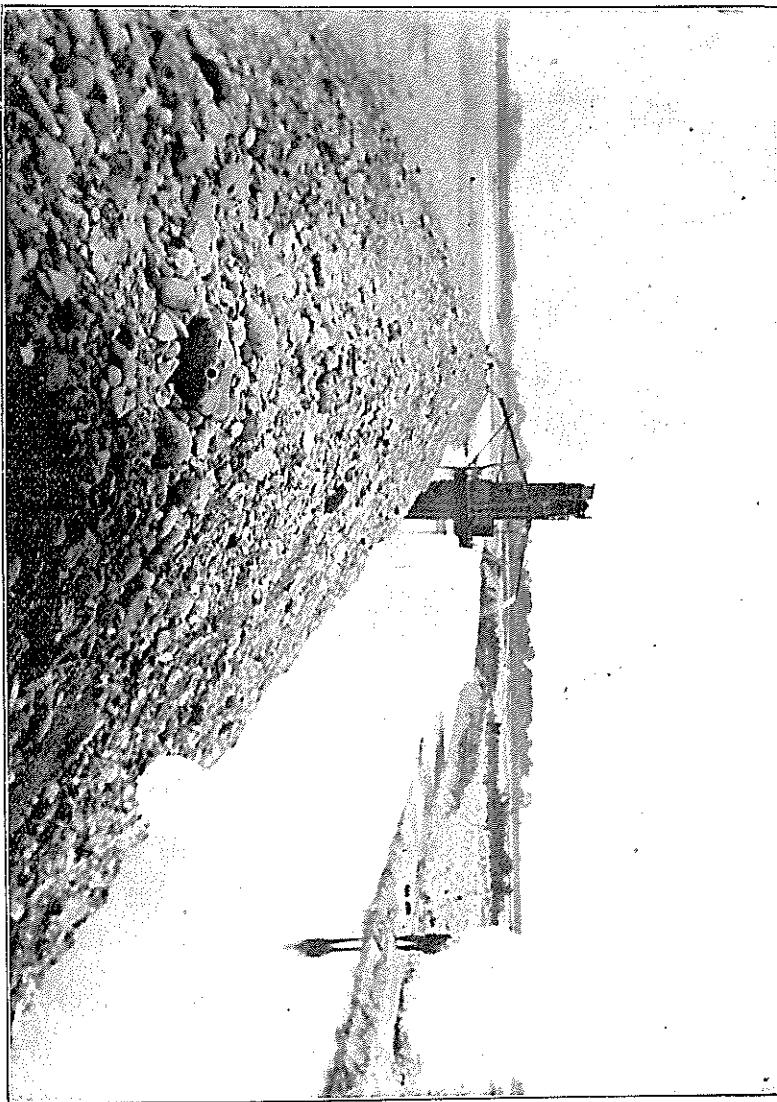
埋没セハ側前堤防水路取入口附近



渠 前 備 / 前 修 改

一度家園ダム後機導渠ヲ埋メテ原形ヲ止メス

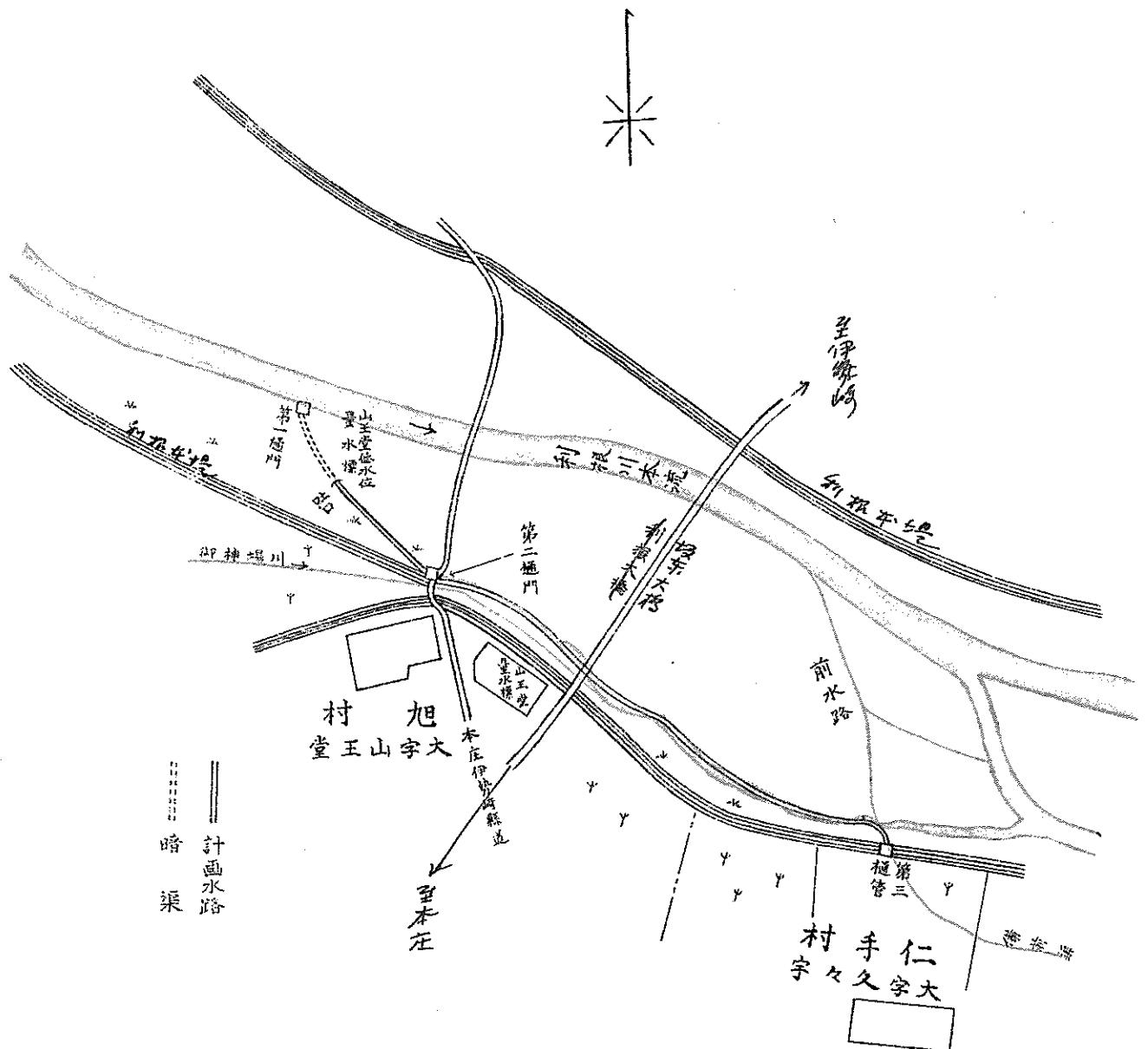
佛前渠舊水路取入口開闢ノ狀況



掘鑿シツ・アル狀況ナリ
大園ニテ埋没シ一滴ノ用水ヲも得ル能ハズ依テ機械船ヲ使用シテ更ニ
昭和四年ノ開渠工事ニシテ水面ヨリ一丈三尺掘リ上ゲシガ同年五月ノ

完成セル備前渠堤外導水路平面圖

縮尺二万分之一



目 次

一、江戸時代の備前渠	一頁
二、明治以後の備前渠	九頁
三、導水路の新設	三頁
イ、導水路樋門の根本的改良計畫の樹立	三頁
ロ、同計畫概要	四頁
ハ、水路新設許可	七頁
ニ、工事費	二頁
ホ、改修記念碑の建設	三頁
ヘ、改修當時の水利組合關係者	四頁

一、江戸時代の備前渠

徳川家康江戸幕府開設の翌慶長九年、關東郡代伊奈備前守忠次は、武藏沃野に一大灌漑水路を開鑿せんが爲め、上州烏川の水源地を踏査し、同川が源を信州淺間山の麓烏口より發して碓氷、鎌、神流の諸川を合流し、其の流域廣大なることを探究し、蔭山數馬知行所仁手村地内に於て、烏川に取入口を設け、五里餘に亘れる水路を掘鑿し、羽生領四萬八千石、忍領二萬石、幡羅郡一萬石、深谷領三千石餘の灌漑用水に供せり。故に之を仁手堰備前堀と唱へ、普請所として經營し、災害復舊工事の場合に於ては、人夫は一定の高割標準に依り出役し、猶不足を告ぐるときは、扶持米の給與を受けたれども平年は、百姓自普請所謂義務人夫を以て、用水路を維持せしが、羽生領より元口迄の里程は、往復貳拾里もありて、旅掛けの普請は甚だ困難なりき。されば萬治二年代官伊奈十郎は、組合を分割し、忍領羽生領八十三ヶ村は日向堰に、深谷領たる榛澤郡沖、沖宿、内ヶ島、大塚島、戸森、高畠、上敷免、幡羅郡新井、明戸の九ヶ村は矢島堰に、幡羅郡太田、飯塚、八木田、彌藤吾、八ツ口、上須戸、江波、間々田、出來島、臺、男沼、小島、妻沼、善ヶ島の十四ヶ村は仁手堰の所屬とせり。

明和四年大洪水の爲烏川の流身變更し、用水の引入れに支障を來たし、巨額の復舊費を要するを以て松平安藝守の手傳普請にて、仁手地内川原五百餘間の新開鑿をなしたり。天明三年七月淺間山爆發し

同時に洪水襲來して、利根川は、三分川を決潰し、凄まじき勢を以て、今の旭村字三友の河岸に突當りて、烏川に合流し、焼石土砂の流るゝこと夥しく、河床は、三尺乃至六尺程高くなりぬ。

備前堀元口も此の影響を蒙りて全く埋没し、之れが復舊に多大の勞銀を費せり。時の代官所の目論見は人夫一萬八百八十三人三分の内五千二百七十六人八分は、高百石に付五十人の割にて百姓役、即ち義務的に勞役せしめ、其の餘の人夫には一人に付七合五勺の扶持米代永四十八貫二百九十五文九分を給與し、且所要の蛇籠（長五間徑一尺五寸）七百本の代永三十九貫五十文の半額十九貫五百二十五文を百姓役に申付けたり。以來寛政元年に至る迄は、毎年普請ありたれども、百姓役の賦課なく、費用は全部普請所にて負擔せしことありき。

天明三年以來河床著しく高くなりたるため、僅の出水にても忽ち汎濫し、榛澤郡横瀬、小和瀬、瀧瀬、一本木、血洗島、阿賀野、南阿賀野、町田、下手斗、大塚、成塚、宮戸、牧西、新戒（今の大里郡八基村、新會村、兒玉郡藤田村地内）の十五ヶ村は毎年水害の爲め惱されたり。されば寛政二年に至り、右横瀬村外十四ヶ村より備前堀元口の締切を柳生主膳正に出願せしにより、三年間元口の浚び普請を中止することゝなれり。然れども植付季節に至れば、役人を派遣して堀浚ひを督勵し、或は用水を公平に配分せしめられたる結果、用水潤澤なるを得たるを以て寛政五年横瀬村外十四ヶ村の自普請にて慶長九年以來百九十年間堀り開きありたる備前堀元口は遂に締切られたり。

寛政八年賀美郡金久保村、黛村、忍保村、附近（今の兒玉郡賀美、神保原兩村附近）及兒玉郡田中村近邊の悪水落ちにして、尙所々に湧出する仙南堀と唱へ來れる堀跡本庄宿の裏にありたるを、麻羅郡十四ヶ村より仁手堰備前堀の代用水たらしむべく、間宮筑前守に願ひ出で、之れを堀り開き、小和瀬地内に於て、備前堀に引き落したり。然るに麻羅郡十四ヶ村の内間々田、臺、男沼、出來島、小島、善ヶ島、妻沼の七ヶ村は、土地概ね畑なるのみならず、天明三年以來屢々利根の汎濫を受けて、荒地又は湛水の箇所生じ、用水に餘り不足を感じざる結果、仙南堀の浚ひ上げ或は切廣げ等に對する入費の負擔を爲さず、太田、飯塚、八ツ口、八木田、彌藤吾、江波、上須戸の七ヶ村にて自普請せり。故に此時より組合十四ヶ村の内太田村外六ヶ村を南七ヶ村と云ひ間々田外六ヶ村を北七ヶ村と唱へたり。

天明年中一旦高まりたる利根の河床は、文化の頃に至り漸次低下し、從て仙南堀の落水も、年を経るに伴ひて減少し、用水次第に渴乏せしかば、文化十二年南七ヶ村は、備前堀元口を開鑿せんと、柳生主膳正に出願したれども、榛澤郡横瀬村外十四ヶ村の反對訴訟起りたるにより、聽許せられず、奉行所の裁斷に依り、仙南堀筋の藻薺浚は南七ヶ村の自普請とし、若し人夫に不足を告ぐるときは横瀬村外十四ヶ村よりも提供し、又仙南堀落合點より小山川への合流口に至る約千八百間の藻薺床浚に要する人夫は、南七ヶ村にて七分横瀬村外十四ヶ村にて三分を負擔して自普請をなし、灌漑季節には、普請役人巡廻し用水の圓滑を計りたり。

然るに文政四年の大旱魃に際し、愈々用水の缺乏を來たし、仙南堀代用水及小山川の水のみにては、殆んど矢島堰組合に吸ひ取られ、日和四五日も續くときは太田村にさへ一滴の用水も流れ來らず、茲に於て幡羅郡十四ヶ村の内南七ヶ村は、矢島堰組合九ヶ村と相提携し、備前堀元口跡に堰樋を設置し利根川の水を引用せんことを願ひ出でたり。然るに、之れに反対し、訴訟を起せしは、北七ヶ村の内出來島、男沼、臺、小島の四ヶ村と矢島堰組合の末流たる榛澤郡西島、田谷、幡羅郡宮ヶ谷戸、東方の四ヶ村なりき。出來島外三ヶ村は西北には、小山川、利根川あり。南は備前堀筋にて聊かの出水にても悪水浸入することを高唱し、西島村外三ヶ村は、南に中仙道續きの丘地あり、北には一帯の畠地あり、此の兩高地に狹まれたる窪地なるがため、大雨の頃は唐澤堀の逆水を受け、困難しつゝあるにかゝはらず、備前堀元口を開くときは、鳥、利根の悪水落ち込み來るは必然にして、田畠は遂に荒廢に歸するならんと唱へたり。

横瀬村外十四ヶ村は、寛政五年以來自普請にて、元口の締切普請を爲し來りしが、南七ヶ村及矢島堰組合九ヶ村の請ひにより、堰樋を二重に設け、之れに開閉自在なる門扉を取り付くる條件を附し、開鑿に同意を與へたり。然れども、奉行所當局に於ても水利に通曉せる者乏しかりしならん、容易に之れが判決を下す能はず、喧々囂々たる中に五ヶ年を経過しぬ。

文政九年横瀬村外十四ヶ村は、例年の如く奉行所の聽許を得て、自普請にて締切箇所の修繕を爲した

り。此の年も用水の渴乏甚だしく、私かに堰樋を埋没せんと計りしも、横瀬村外十四ヶ村の制裁を受けて、目的を果す能はず、他村の田地は既に青波を湛へる頃なるに、己が田地には、縦横に龜裂を生じ、植付不能に陥らんとする状況を見るに忍びざりしならん。南七ヶ村並に矢島堰組合九ヶ村の百姓は、遂に奮起するに至れり。

頃は文政九年六月朔日、右十六ヶ村の百姓用金拾兩銀米四拾俵を準備し、同勢凡そ參千人、高畠村名主市左衛門の指揮にて、村毎に目印の纏を押立て、銘々長脇差を帶び、竹鎗其の他トフガラシ水杯を用意し、鯨波の如き聲を上げ、螺貝、早柏木、鉢、大鼓を打鳴し、仁手村を指して繰り出したり。されど横瀬村外十四ヶ村沿道の百姓は、衆寡敵せずと悟り、穩便に差し控へたれば、遂に備前堀元口締切自普請所に亂入り、夜中篝火を焚き、恰も白晝の如くに照らし、一晝夜の中に元口締切箇所より仙南堀代用水の落合に至る約八百間を外二間に堀り上げ、宛然戰場の如き状態を呈しぬ。此舉全然暴動に出でたるを以て、之れに關係したる各村の重なる者數十人召捕へられ、何れも刑に服し、中にも榛澤郡沖宿村源次郎、児玉郡仁手村只助の二名は獄中に斃れたり。

翌十年山本大膳代官所手代河野啓助と云へる人、當地方巡視の際、備前堀用水は渴乏の爲め數年來困難し、且つ騒擾絶ゆることなきを遺憾とし、水利と各村の主張し來れる事由とを比較考査し、寛政五年以來相反目しつゝありし各村をして、文政十一年初めに和合一致せしめ、備前堀元口に堰樋を

布設するに至れり。乃ち以樋新設工事は、旂羅郡備前堀用水路組合十四ヶ村の内南七ヶ村の自普請とし、北七ヶ村より幾夫人夫を提供し、矢島堰組合九ヶ村は今度に限り人夫の助合をなし、且つ諸色代として金七拾兩を南七ヶ村に補助し、猶同堰末流の宮ヶ戸村外三ヶ村は満水の場合に處する堰枠を設くことゝせり。而して紛擾以來要したる経費少からざるに付、之れが幾分の補ひをなすべく、南七ヶ村より横瀬村外十四ヶ村へ金壹百兩、又宮ヶ谷戸村外三ヶ村へは金貳拾兩差出し、尙ほ以樋新設の上は、南七ヶ村より空俵三百俵外金五拾兩を横瀬村外十四ヶ村に提供せり。横瀬村外十四ヶ村は、此の空俵にて洪水の際は之れを防禦し、又金五拾兩の利子は之れを樋番人の手當とし、永年洪水防禦と以樋看守とに對し責任を負ふことゝなれり。

南七ヶ村より横瀬村外十四ヶ村へ差し出したる金百兩は、横瀬村名主荻野七郎兵衛、下奈良村名主吉田市右衛門の兩人にて金五拾兩づゝ立替へ、又矢島堰組合九ヶ村より南七ヶ村へ贈りたる金七拾兩に對して吉田市右衛門五拾兩立替へ、何れも無利息にて、毎年拾兩づゝ五年間に返済すべく承諾せりと云ふ。斯の諒解の下に、普請役の設計及監督に基き起工せしは、文政十一年三月一日にして、十五才以上六十才以下の男子は残らず出役し、晝夜間断なく交代に勞働し、四月十日無事通水せしむることを得たり。左に本工事の概況を記述せん。

引人口の川除（護岸水制口）に沈枠（高四尺方十一尺）二十六組中枠（高四尺横八尺四寸長十一尺）

二十八組及蛇籠（徑一尺五寸長五間）千二百六十六本を施し、材料費百四拾壹兩三分、大工二百二十四人人員一萬三百三十九人を要したり。

一番樋は元口跡に設置し、其の形狀は長拾間内法高四尺横一間二本戸にして、築立堤は馬踏五間敷を拾間とし、馬踏高以樋甲蓋より十五尺六寸なりき。之れに要したる材料費は六十二兩餘にして、人夫は二千九百九十四人なりき。二番樋は一番樋より凡そ百間手前に設けたり、其の形狀は長十五間にして、他は一番樋に同じく、又築立堤は馬踏十間敷を十五間とし、以樋甲蓋より馬踏迄十四尺三寸に築立て、材料費は八十兩餘人夫五千二百人を要したり。

水路は堀敷を巾三間に兩壁は一削勾配とし、元締切箇所より仙南堀落合に至る七百四十七間の間を開鑿せり。堀り上げたる土砂は三千四百三十七坪にして、人夫二萬五千五百八十五人を要したり。

斯の如く面目を一新したる備前渠用水路は、爾後同組合南七ヶ村にて自普請せざるべからざる定めなりしが、數年來の旱魃凶作にて困窮甚だしく、遠山左衛門尉奉行所は、此の自普請所を南七ヶ村の出願により、普請役定掛り場たることを承認し、下奈良村名主吉田市右衛門より金參百兩、又同氏の親戚羽生町場村名主彌右衛門より金貳百兩上納したるもの江戸宿猿屋町會所に於て年八分の利子に貸付け、内七分五厘の金額を下渡し、普請役定掛り場の經費に充當せり。

文政十一年用水路開鑿の際、用水元口より仙南堀落合點に至る七百四十九間は、百間に付五分五厘の

水垂（落差）なりしと云へる如く、天明年中以後利根の河敷年を経るに従ひ低下するのみならず、寄洲の状態は時々に變化し、天保元年長拾間の一一番樋を取り拂ひ、後三王堂地先に溯り、川原地を長二千間餘堀り上げ、用水を引用せしことありき。

安政元年備前堀用水路組合十四ヶ村の内、南七ヶ村並に矢島堰組合九ヶ村より埣の尺延べを松平河内守に出願せり。然るに榛澤郡高島、新戒、牧西、成塚の四ヶ村及び北埼玉郡上中條村、旗羅郡沼尻、石塚、四方寺、日向、西城、上根、葛和田、儀瀬、辨才の十ヶ村より故障ある旨申出でたり。殊に上中條、四方寺、日向、西城、上根の五ヶ村は平常にても、福川及び道閑堀の悪水多く、困難しつゝあるにかゝはらず、若し尺延の許可あらんか、吾等の田圃は常に浸水を免れざるべしとの理由を以て、誓固に反対を唱へたるが、安政四年に到り、時の奉行川路左衛門尉關係村民に諒解を與へ、南七ヶ村の出願に基き、埣を高五尺横十二尺に改築せり。爾來利根川は屢々變瀬し、従つて引入口の浚ひ及び埣の修理等を施さざる年なく、南七ヶ村より出役する自普請人夫は、往復十里に及ぶを以て日歸普請すること能はず、地元仁手村に止宿し、木質屋根代を拂ひて勞働せり。又渴水の際は、晝夜を分たず元口浚ひ普請に精勵するも、矢島堰組合に於ては、擅に高堰を張り上げ下郷へは一滴の水をも漏さざること珍らしからずして、屢々騒擾を惹起したことありき。

一、明治以後の備前渠

茲に於て南七ヶ村は遂に意を決し、備前堀用水路の附替を時の行政廳岩鼻縣に嘆願しぬ。之れ即ち明治二年十二月の事にして、工事費に當つべき金壹千圓の外に、請願其他雜費として金壹千貳百餘圓を準備したり。岩鼻縣は官吏を派遣し、實地測量せしめたる結果、榛澤郡中瀬村宇向島より新渠を整ち同郡下手計、新戒の二村を經、成塚村地内に於て小山川を合し、此處に高十三尺餘の堰堤を設け、沼尻村地内の東南に向ひて開鑿し、備前堀に注ぎ、以て備前堀用水組合の用水に供し、仁手口を廢棄せんと企てたり。茲に於て、新開鑿地たるべき中瀬村外四ヶ村及矢島堰組合九ヶ村は更なり、同堰の末流を受けて灌漑せる原郷、宮ヶ谷戸、蓮沼、上増田、藤ノ木の五ヶ村及び備前堀用水組合下流に位する儀瀬村外七ヶ村は、之に反対を唱へたり。殊に中瀬村外四ヶ村は土地砂泥りの畑場にして、麥の生育宜しく、且つ養蠶業盛にして、蠶種の製造に從事する者多く、若し之が開鑿を行はば、年々凡そ三百石餘の麥の減收は忍ぶとも、養蠶に必要缺くべからざる桑畑の潰ること甚だ苦痛なりと云ひ、矢島堰組合九ヶ村は備前堀元口を失ふときは、用水の缺乏すること疑ひなく、又元口を舊來の如く据置かるとも、素より少高にして困窮なるにより、之れを維持すること能はず、且成塚地元に堰堤を築きなば出水の際、惡水暴漲するの憂ありとし、最も猛烈に反対を申立てたり。然れども縣當局は、此の反

對意見に耳を貸さず、中瀬外四ヶ村に亘り丁張杭を打ち込みたり。されば關係村民の激昂すること甚だしく、遂に民部省及彈正臺等へ越訴するに至り、民部省より土木司出張調査する等容易に落着せざりし故、縣は更に豫定を替へ備前堀元口は在來の儘据置き、矢島堰に至り堰の傍に、同堰組合の田町歩に相當する樋管を設けて用水を入れ、餘水は悉く小山川に注ぎ、沼尻村地内に於て、再び備前堀に引入れ、南七ヶ村の用水に供せんと計畫したれども、反対の聲依然として止まざりき。新戒村百姓大亡父荒木翠軒高畠村組頭金井元治の兩氏反對論の主唱者なりしが、種々書き飾り民部省へ越訴せりとの疑を受け、明治四年五月より六月に跨り二十餘日岩鼻縣獄舎に繋がれたり。其の中に行行政區劃の改正あり、岩鼻縣は廢され、群馬縣を経て、明治五年入間縣管轄に遷されたり。時の縣當局親しく巡視し、新開鑿の舉を止め、舊來の灌漑を維持するの上策なることを看破し、關係各村を諭して諒解せしめ、前後四年の葛藤茲に始めて治まり。

明治十九年利根川の流身變化せる結果、払樋は其の位置を變更せざるべからざるに至り、金貳萬五百拾五圓餘の豫算を以て、仁手村大字久々宇地先、即ち現在の位置に設置し、隨つて長九百間の用水路を新規に開鑿し、兩縁には堤防を築き引入口附近長百二十間は、兩側共護岸工事を施し、猶久々宇仁手地内に土橋一箇所づゝ架設せり。此時に於ける灌漑反別は、七百九拾九町八反餘歩なりと云ふ。以來本組合は大里、麻羅、榛澤、男衾郡長之れを管理し、明治二十二年三月法律第十一號に依り備前渠

用水水利土功會を設けて事業を施行せしが、明治三十一年六月普通水利組合條例に依り規約を改め、備前渠用水組合と稱し、大里郡長之れを管理したり。

明治四十一年法律第五〇號水利組合法に準據し、組合規約を改正して、備前渠用水普通水利組合と稱し、灌漑の爲め利根川より疏水し、児玉郡仁手村大字久々宇地内備前渠樋管及大里郡大寄村大字矢島地内矢島堰並に用水路を修築保存するを以て主要事業とせり。此の時に於ける灌漑段別は九百十一町七反餘歩なりき。

大正七年内務省直轄事業たる利根川改修工事の爲め樋管を改築せざるべからざるに至り、之れが工事を内務省東京土木出張所に囑托せり、本體は長九十三尺徑間十一尺五寸の拱とし入口は五尺角二連になし、鑄鐵製の扉を備へたり。而して本體及翼壁は、混擬土及石材を以て築造し、表面は煉瓦仕上をなし、所要工費貳萬參百壹圓六錢七厘にして、内國庫補助八千五百九拾五圓拾七錢七厘、縣費補助四千八百六拾七圓を得、差引六千八百參拾八圓八拾九錢は組合にて負擔せり。大正十三年頃より又々川原の地勢變化し、用水の引入れ意の如くならず、大正十五年の如きは、田中地先五百餘間を堀上げ、辛うじて灌漑することを得たりき。同年七月郡役所廢止に依り、埼玉縣知事の指定したる官吏本組合を管理することとなれり。

三、導水路の新設

利根川の流路は年を逐ふて變移し、用水の引入極めて困難となり、本流より樋管に至る導水路の掘鑿は、延長五六百間の長きに亘り、一度出水すれば砂礫水路を埋めて更に通水せず。年々之が復舊に多大の経費と労力を要し、而も用水期節中慘害を蒙ること尠からず。茲に於てか組合は根本的改良計畫樹立の必要を認め、児玉郡旭村大字三友地先、利根川烏川合流地點に取入口を新設して、旭仁手用水に合流し、舊水路に連絡するの企圖を爲し、農林省及縣の補助を仰ぎ、導水路並に用水路幹線の改良整理を行はんことを期したるも、農林省の補助を受くるには、急速に其の希望を達し難きに依り、第一次の事業として、縣の補助を得て、焦眉の急に迫れる樋門導水路の改良を行ふに決し、之が調査を縣に申請すると共に、計畫速進の爲め、昭和三年十二月左の臨時委員並に特別委員を選任したり。

臨時委員

藤田村	内野美好	八基村	濵澤治太郎
大寄村	塚越太平	深谷町	橋本近
幡羅村	栗原利三郎		更任大谷藤豊

明戸村	塚田九五	太田村	長島作左衛門
太田村	掛川定一	同	増田彌七郎
男沼村	田中實	妻沼町	小池甲子次郎
奈良村	石塚養平	長井村	江森右一

特別委員

八基村	濱澤治太郎	深谷町	更任大橋本
幡羅村	栗原利三郎	男沼村	田中實
太田村	掛川定一	妻沼町	小池甲子次郎

斯くて委員は直に運動を開始し、屢々内務省栗橋出張所主任富永技師並に縣當局に陳情懇願する所あり。縣は組合の申請を容れ、昭和三年の縣會に、本渠調査費を提案せられ、之が可決を見るや、元成農林技手を派遣して實地調査を行はしむ。偶々昭和四年三月内務省東京土木出張所長眞田博士の利根川筋巡視を好機とし、管理者及委員等は、具に窮状を訴へ、新導水路許可の旋斡方を懇請して快諾を得。茲に一同蘇生の想を爲し、元成技手の設計に基き縣は、齊藤土木技手をして更に實施設計を行はしめ、組合は之に依りて事業を速進せんとし、昭和五年二月河川敷占用河川引用並に工作物施設許可

を本縣知事に申請したり。其の計畫左の如し。

備前渠堤外導水路に關する計畫概要

本備前渠は兒玉郡旭村字山王堂地先堤外府縣道本庄伊勢崎線渡船場上流部約五百米突の地點より新導水路を掘鑿し山王堂御陣場川架設土橋より約六百米突下流に於て御陣場川と合流せしめ同川下流約一千百米突の改修を行ひ現取入口に導水せんとする。

以上の新水路を設くるに當り利根川本堤は勿論治水上聊か支障を及ぼさるゝ事を前提として左の諸工事をなさんとする。

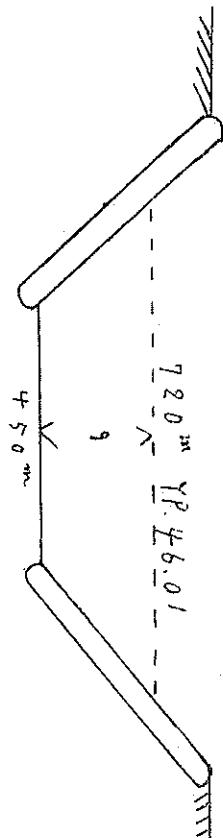
一、取入口計畫水位は取入口下流約百米突にある山王堂量水標により近年稀に見る渴水位（大正十三年七月及八月のP.上四七、二一米突）より推定して四七、三二米突となるも尙安全の爲め四七、〇〇米突を以て計畫水位となす。

取入計畫水量 每秒 五六立方米

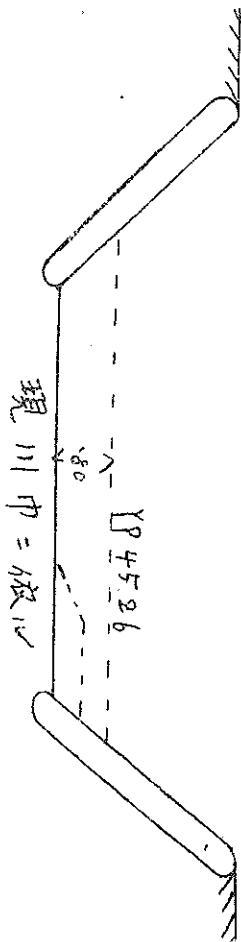
水流勾配 取入口より下流九百九十米突は八百九十分の一下流御陣場川は概ね川底に亘り六百分の一とし其長一、一九一米突箇所に於て高一米の落差工を施す

水路斷面次の如し

新導水路（取入口より八〇米突下流）



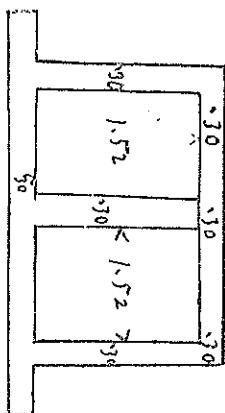
御陣場川改修箇所（新設水路合流箇所）



計畫取入口の附近護岸張石上の地盤はP.四九、六六米突にして導水路掘鑿の結果同水位が直接御陣場川に流入せざる様取入口を鐵筋混泥土構造樋門及暗渠とし尙安全を保つ爲め新導水路の兩岸低地ヶ所は洪水敷高即ちP.四九、六六米を起點とし、水路護岸を設け水路勾配八百九十分の一に從

ひ測點二十七號に至り夫れより現地盤に從ひ百五十分の一勾配を以て低下し測點第四十號にて同川に合流す

樋門及暗渠の形狀を示す



樋門前の水路は兩側法を二割とし混擬土石張を以て  形とし其の鼻方は鐵線並籠を置き現在の護岸と些の突出等なき工法を取り以て絶對河岸の安全を計れり。(別紙圖面添付)

導水路兩岸は全部鐵線立籠を施し、測點二十號同三十五號ヶ所にて各長十五米突の床止め並籠を施工し水路の安全を計れり。

新取入口より下本庄、伊勢崎線現假橋右岸附近より新導水路御陣場川合流點附近に向ひ、比較的低地なるを以て一朝出水の際は氾濫甚しく被害の虞れあるに依り、測點三十二及三十五號ヶ所にて水制床止鐵線並籠を設け附近一面の低地は水路堀鑿土砂を以て凹凸なき様置土をなし以て導水

路の安全を計り引いて利根川本堤の擁護となす。

二、御陣場川改修

測點四十號より下流御陣場川通りは六百分の一勾配を以て屈曲又は點々堀鑿改修をなし測點五十二號附近に於て現川底敷を利用し沈砂池を設け土砂の流入を防がんとす。

同川通りの護岸

同川右岸は可成的現狀形を維持し右岸同線に亘り鐵線、立籠又は混擬土石植工を施し尙左岸堀鑿ヶ所は法止め鐵線立籠を施工し以て水路の安定を計り且つ利根本堤に些の危険を及ぼさるる計畫とせり。

本計畫に付本縣知事より内務大臣に稟伺したるに同大臣より左の指令ありたり。

内務省玉土第一〇號

埼玉縣知事

昭和五年三月四日五土收第六八一號稟伺利根川河川敷占用工作物設置河水引用ノ件左記條件ヲ附シ許

可ス

昭和五年三月七日

内務大臣 安達謙藏

- 一、水路右岸全線ニ護岸ヲ施行シ且適當ノ區間ヲ置キ床上工ヲ施スコト
- 二、御陣場川背割堤末端附近水路ニ豫備水門（本體ヲ暗渠トスルコト）一箇所ヲ備ヘ堤上ヨリ開閉シ得ル構造トスルコト
- 三、舊取入水路ハ其入口及落口附近ニ於テ長五十間以上宛附近地面ト同高ニ埋立ツルコト
- 四、取入水面及豫備水門ノ工事ヲ完了スル迄ハ此ノ兩者間ノ水路ヲ堀鑿セサルコト
- 五、工事施行ニ就キテハ當省東京土木出張所ノ指揮ヲ受ケシムルコト
- 六、本件許可ニ當リテハ河水引用ニ關スル許可内容（引用水量、引用目的、引用期間等）及工作物ニ對スル將來維持管理ノ方法其他河川管理上必要ナル事項ヲ命令ヲ以テ指定スルコト
- 右指令に基き、埼玉縣知事より本組合に對し左の命令書を交付せらる。
- 五、指令土收第六八一號
- 本年二月十三日附申請利根川筋河川敷ニ工作物施設並占用ノ件許可ス仍テ別紙命令書ノ條項ヲ遵守ス
ヘシ
- 昭和五年三月十二日
- 埼玉縣知事 細川長平
- 命 令 書
- 備前渠用水普通水利組合
- 今般右ノ者ニ對シ河川敷ニ工作物施設並占用ヲ許可スルニ付本命令書ヲ下附ス
- 第一條 本件ヲ許可スル位置ハ利根川筋兒玉郡旭村大字山王堂、仁手村大字田中及大字久々宇地内ニシテ申請書添付ノ圖面ニ記載セル箇所トス
- 第二條 河川敷ニ工作物施設並占用期間ハ許可ノ日ヨリ昭和十四年三月二十一日迄トス
- 第三條 引用水量ハ毎秒五、二三立方米以内トス
- 引用目的ハ灌漑用トス
- 引用期間ハ占用期間ト同一トス
- 第四條 水路右岸全線ニ護岸ヲ施行シ且適當ノ區間ヲ置キ床上工ヲ施スヘシ
- 第五條 御陣場川背割堤末端附近水路ニ豫備水門（本體ヲ暗渠トスルコト）一箇所ヲ備ヘ堤上ヨリ開閉シ得ル構造トスルコト
- 第六條 舊取入水路ハ其入口及落口附近ニ於テ長五十間以上宛附近地面ト同高ニ埋立ツヘシ
- 第七條 取入水門及豫備水門ノ工事ヲ完了スル迄ハ此ノ兩者間ノ水路ヲ堀鑿スヘカラス
- 第八條 許可ヲ受ケタル者ハ許可ノ日ヨリ七日内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ八十日内ニ竣工セシム

工事施行ニ付テハ埼玉縣知事ノ監督ヲ受クルノ外内務省東京土木出張所ノ指揮ヲ受クヘシ

第九條 許可ヲ與ヘタル事項ト雖埼玉縣知事ニ於テ公益上其ノ他必要アリト認ムルトキハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 埼玉縣知事ニ於テ本施設ニ因リ他ニ障害ヲ與ヘ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ其ノ障害ヲ除却セシメ又ハ之ヲ豫防スル爲必要ナル設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十一條 公益ノ爲必要ナル工事又ハ他人ニ於テ埼玉縣知事ノ許可ニ基キテ施行スル工事ニ因リ本工作物ニ障害ヲ來シ若ハ變更ヲ生セシムルコトアルモ許可ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ前項條件ニ違反シタルトキハ本許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 本條件ニ基キテ爲シタル處分ニ依ル義務履行ノ爲ニ要スル費用ハ總テ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス尙之カ爲損害ヲ蒙ムルコトアルモ許可ヲ受ケタル者ハ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

右命令ス

昭和五年三月十二日

埼玉縣知事 細川長平

樋門及導水路の工事費總額は金拾貳萬貳千七百九拾四圓にして其の内訳左の如し

工種	工費	摘要	要
第一 樋管工事	一六、一四七 <small>円</small>	鐵筋コンクリート樋管長六十米内法巾一米五二貳建	
第一 樋管引入口護岸工事	一、九七〇	左右護岸及床止工鐵絲籠延長三十六米八〇、籠徑〇、四三米 水叩石張工長	
第一 樋管吐口護岸工事	二、一七五	左右護岸及水叩工石張延長五十九米四五巾高五米五六 水門鐵絲籠延長四米六六籠徑〇、四三米	
第二 樋管引入口護岸工事	三九七	左右護岸及床止工石張延長十二米五五巾四米四八 床止石積工十一米六〇平均巾〇米四〇	
第二 樋管工事	三、九三〇	鐵筋コンクリート樋管長十米内法巾一米五二貳建	
第二 樋管吐口護岸工事	四六〇	左右護岸及水叩工石張延長十二米六〇平均巾四米八六 水叩石張工長十二米一〇平均巾〇米三一	
水路鋪蓋工事	四一、二八一	水路鋪蓋延長一、二二三米九〇 中立敷三〇、八三六立米八	
水路護岸工事	四七、三一六	法止鐵線立籠左右岸延長一、七二三米七〇 徑〇、四三米 床止鐵線立籠左右岸延長一〇〇米 徑〇、五〇米 法止鐵線立籠左右延長一、三三六米 徑〇、四三米(籠總數六、五三本)	
下流部落差工事	三、六六五	水流前叩並床止並籠延長一六米 徑〇、五〇米 兩岸法止立籠延長三三米六〇 徑〇、四三米 兩岸法止立籠延長一〇〇米 徑〇、四三米 籠數一二一本	
現樋門入口法止工事	二、三九四	法止鐵線立籠延長一四七米七〇 徑〇、四三米 平均巾〇、四五米 籠數三一七本	
橋梁工事	一、〇九五	土橋新設長十五米巾四米五〇 徑間十四米四 橋臺コンクリート延長九米 平均巾〇、四五米 高二〇〇米	

舊水路床止工事	一、三三二	舊水路床止延長九一米中二、七〇米
監督費	五〇〇	
雜費	一三二	
計	六三二	
合計	一二二、七九四	

事業費は到底本組合に於て一時に負擔すること能はざるを以て、昭和四年十一月本事業に對し、縣費補助を申請し、翌五年三月十八日附を以て金五萬四千參百九拾七圓を補助すべき旨本縣知事より指令あり。尙不定額の内金四萬參千九百圓は内務大藏兩大臣の許可を得て、低利資金を借り入れ、金壹萬貳千圓は埼玉縣知事の許可を受けて、埼玉縣立學校基本財產積立金より借受け、其他は組合費を以て支辨したり。

工事施行の許可を得たるは、昭和五年三月にして、時恰も用水時季に差迫り、其の施行遲延せんか、同年の用水は、舊水路に依らざるべからず。然れども舊水路は前年利根出水の爲め埋没して原形を止めず。依て萬難を排して、新水路を完成せしめんとし、本庄町金子一郎、新會村古郡運八郎の兩氏

を選定して工事を請負はしむ。請負者亦組合の苦衷を察し、日夜兼行人夫を督勵して、六月廿五日には新導水路より通水するを得たり。組合管理者、委員議員の満足は云ふも更なり。二町八ヶ村の農家に歓職滿つ。

同年九月三十日、備前渠新導水路第二樋管附近に於て竣工式を舉行す。管理者の式辭に次で眞田東京土木出張所長、丹羽本縣知事、縣會議員總代田中實氏、町村長總代大谷藤豊氏、議員總代小池甲子次郎氏等の祝辭あり、午後二時終了す。

本工事は、備前渠組合空前の大事業にして、百年の大計成れりと謂ふも敢て過言に在らず。即ち其の事蹟を後世に傳へんとして建碑の議あり。依て管理者は事業の概要を錄し、眞田東京土木出張所長の題字を乞ひ、昭和七年七月利根大橋西詰に建立したり。

抑々本組合が如上の大事業を極めて短期間に完成し、今夏未曾有の旱魃に遭遇して、縣下各地に大慘害を被りたるに拘らず、本用水は水量豊富にして、千餘町歩の灌漑に、些の支障を見ず。

茲に多年翹望したる、永久不變の水利と導水路を得、用水の苦難より永遠に救はれたるは、偏に眞田所長、宮脇知事、阿部内務技師、高橋同技手、中村土木課長、前川耕地課長等の懇情に依るものにして、工事設計又は監督の任に當れる、元成技手、故齋藤技手、本庄工區長及同工區員諸氏の勞亦頗る多く、組合に在りては特別、臨時兩委員の熱心努力と、増田常務委員代理の活躍勤勉、組合會議員の

拜啓時下嚴寒之候益々お清榮と殿奉欣
賀候却說備前渠道水路新設に就ては
格別之詔旨通り援助を蒙りお陰を以て
永久不變の導渠と豊富なる用水に惠まれ
昨年稀有の旱魃に際りて毫り灌漑に支
障を来さじて将来永遠に苦難を免る事
を得たるは是れ偏に御下わ懇情の賜に
てて询に感謝に不堪候今般備前渠の令旨
と題する一部贈呈申上候間致候ニ付
て一部贈呈申上候間致候今般備前渠の令旨
は一度此段得貴意候 敬具

昭和九年一月 日

備前県用水普通水利組合

管理者 澤秀雄

眞田秀吉殿

